

襦屋さんを無罪に！ 署名215人分と カンパ98,400円を手渡しました！

5月21日（火）に倉敷民商弾圧事件を闘う襦屋さんが、愛知の民商訪問の一環で尾北民商事務所を訪れました。民商の役員や事務局に加え、地元の国民救援会の皆さんも来所し、合わせて14人が集いました。この日、襦屋さんからは「428日の拘束で、一番悔しかったのは名前ではなく番号で呼ばれたこと。署名の数、傍聴人の数を裁判官は気にする」など、事件や公判の話をお聞かせいただきました。

支援署名215人分とカンパ98,400円が尾北民商の岡田梅一会長から、同様に国民救援会尾北支部からも

署名・カンパが、襦屋さんに手渡されました。

襦屋さんからはお礼の言葉とともに「署名を集めて裁判官にプレッシャーをかけて、無罪を勝ち取りましょう。私はこの裁判で勝って、その事実をもとに小原さん須増さんの再審もやりたい。」と呼びかけました。

今年の4月からは、税務相談停止命令制度を追加した改定税理士法が施行されるなど、政府は納税者を萎縮させ、憲法に基づく自主申告権にくさびを打ち込もうとする狙いをあからさまにしています。

私たちの権利を守るため、尾北民商は全国の仲間とともに闘います。



日本の刑事施設では収容者を呼称番号で呼ぶ運用が長年続き、人権侵害として非難されてきました。

2022年に発覚した名古屋刑務所の刑務官による暴行事件を受けた改革の一環で、法務省は今年2月15日に、拘置所や刑務所などに収容されているすべての人を、名字に「さん」をつけて呼ぶよう運用を改めました。
※ 拘置所は主に未決者を収容し、刑務所は主に判決の出た受刑者を収容します。未決拘禁者は無罪の推定の対象で、確定受刑者には冤罪被害者が含まれます。

尾北民商
ニュース

2024年
5月27日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

倉敷民商弾圧事件

2013年5月、倉敷民商の会員だったI建設の申告の期ずれ（期末の月などの仕事を、入金時期から次年の売上に誤算入してしまうなど）を問題として、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌2014年に検察が事務局員3人を起訴しました。

事務局員が拘束され民商事務所が捜索によって立ち入りできなくなった時も、脱税の主犯であるはずのI建設宅は出入り自由だったことや、襦屋さんの逮捕はI建設の経理担当者の証言を根拠としながら、国税局は襦屋さんに対して聞き取りを行わなかったことなど、民商攻撃が目的でなければ理屈に合わない捜査手続きが行われました。

2018年1月には違法手続きによる有罪として

1審判決は破棄されましたが、高裁は無罪判決を出さず地裁に差し戻しました。検察が立証を進められないことで、この裁判は6年間も停滞しています。

直近の公判では、検察側が国税局査察官への質問時間を15分から3時間に拡大したいと申し出て裁判長に却下されました。また、その査察官への弁護側の質問で「国税局にとって襦屋さんは参考人であり、告訴は検察が行った」との証言が出てくるなど、裁判はこれまでにない動きを見せています。

検察の起訴は弾圧の意図による不当なものです。襦屋さんは無実の罪で428日も身柄を拘束され、もう10年を超える年月を被疑者・被告人として過ごしています。裁判を担当する裁判長も検察官も、すでに何回も任期を終えて交代しています。検察はただちに起訴を取り下げるべきです。